

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、調理師として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、自転車にて帰宅途中、交差点において、右折してきたトラックと衝突し負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、C医療センターに救急搬送され、翌〇日、D病院に転医し、「右足リスフラン関節脱臼骨折」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、請求人の足関節の測定値について、症状固定から〇か月経過後の測定結果を採用することは誤りであり、症状固定時の測定結果を採用すれば、請求人に残存する障害は、障害等級第7級以上になる旨主張するので、以下検討する。

(2) 請求人の足関節の測定値についてみると、E医師は、平成〇年〇月〇日付け自賠責診断書において、右足関節（患側）は、「屈曲40° 伸展15° 領域55°」、左足関節（健側）は、「屈曲45° 伸展30° 領域75°」とし、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、右足関節（患側）は、「屈曲45° 伸展5° 領域50°」、左足関節（健側）は、「屈曲45° 伸展15° 領域60°」としており、健側の測定結果に大きな開きが認められる。

E医師は、健側の可動域角度の領域が75° になっていることについて、「通常値より大きい但不自然に大きいというわけではない。個人差の範囲内と考える。」とし、また、F医師との測定結果に齟齬が生じていることについては、「不明である。」と意見している。

(3) この点、請求代理人は、請求人は、健常者のように歩行することが困難となり、症状固定から〇か月経過後には、健側の可動域角度が減少したと主張している。しかしながら、請求人は、寝たきりではなく、症状固定前にすでに〇年以上松葉杖歩行や伝い歩きで外出などもしている状況で、症状固定から〇か月経過後に急速に健側の可動域が大きく減少したとは考え難く、決定書理由に説

示すとおり、症状固定から○か月経過後に行ったF医師の測定結果により認定することは、妥当であると判断する。したがって、右足関節の可動域は、健側の可動域角度の3/4以下に制限されているものとは認められず、障害等級には該当しない。

(4) なお、請求代理人が主張するとおり、請求人の健側である左足の可動域角度の減少が起きているとすれば、もはや左足を健側と考えて比較することは妥当ではなく、参考可動域角度との比較をすることとなり、右足関節の可動域(50°)は、参考可動域角度(65°)と比較してその3/4以下に制限されているものとは認められず、障害等級には該当しない。

(5) 以上のとおり、請求人には右足関節の機能障害は認められないものの、そのほか神経症状(第9級の7の2)と右足指機能障害(第9級の11)が認められることから、請求人に残存する障害の程度は、決定書理由に説示のとおり、障害等級第8級であると判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第8級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。